

公営競技納付金制度の廃止に関する意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和6年12月20日 提出

提出者 周南市議会企画総務委員会

委員長 金子優子

(別紙)

公営競技納付金制度の廃止に関する意見書

モーターボート競走事業施行者は、健全な事業運営を実現するために不断の努力を続けている。各種業務効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進し、事業の安定性を確保するために全力を尽くしている。

公営競技納付金制度については、昭和45年度に創設されたものであるが、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10年間の時限措置として導入されたものであるが、その後、累次にわたり期限延長されてきている。

地方公共団体の社会資本整備のための貸付利率の利下げ財源として、モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約6千億円、他の公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約9千億円以上と膨大な金額であり、さらにここ数年は基金への積立も行われるなど、十分に所期の目的は達せられたと考えている。

今後も健全なモーターボート競走事業の経営のために、競走場等の大規模施設改善や昨今頻発している大規模災害への備え等に係る内部留保の拡充を行う必要があるほか、ギャンブル等依存症対策やカーボンニュートラルなどといった新たな社会課題への対応に係る事業費の確保も必要である。

こうしたことから、総務省におかれては、公営競技納付金制度を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

山口県 周南市議会